

# 高松市・国分寺町合併協議会

## 第 5 回 会 議

### 参考資料

#### 目 次

##### 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例

1	一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)について	1
2	附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について	3
3	公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について	4
4	消防団の取扱い(協定項目第19号)について	5
5	使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について	6
6	各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について	7
7	国民健康保険事業の取扱い(協定項目第22号)について	8
8	介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)について	9

一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)について

組 合 名	現 況			そ の 他 構 成 団 体
	業 務	高松市	国分寺町	
高松地区広域市町村圏振興事務組合	介護認定、し尿・ごみ処理、老人ホームの運営など			木田郡・香川郡の町、綾上町・綾南町
坂出綾歌地区市町村税滞納整理組合	滞納町税等の整理、納税の普及			坂出市、綾歌郡の町
綾歌郡老人ホーム組合	養護老人ホームの設置・管理運営			綾歌郡の町
綾南環境衛生組合	ごみ収集運搬・埋立て、葬祭場、し尿貯留槽の設置・管理運営			綾上町・綾南町
香川県市町職員退職手当組合	退職手当の支給に関する事務			さぬき市、東かがわ市、県内全町、一部事務組合
香川県市町非常勤職員公務災害補償等組合	公務災害、通勤による災害補償に関する事務			さぬき市、東かがわ市、県内全町、一部事務組合
退職手当組合と非常勤職員公務災害補償等組合は、平成16年7月1日に香川県市町総合事務組合となる。				
先進地域の事例				
平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例				
<p>新潟市</p> <p>黒埼町が加入している一部事務組合については、合併の前日をもって脱退する。ただし、黒埼町が加入している西蒲原福祉事務組合及び三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合については、新潟市が黒埼町の地位を継承する方向で検討する。</p> <p>黒埼町が加入している法定協議会等については、合併の前日をもって脱退する。</p> <p>廿日市市</p> <p>佐伯町及び吉和村は、それぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、吉和村が加入している山県郡西部衛生組合及び山県西部消防組合については、吉和村の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に当該組合に加入するものとする。</p> <p>佐伯町及び吉和村は、広島県西部介護認定審査会から、合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>佐伯町及び吉和村が他の地方公共団体に委託している事務については、合併の日の前日をもって、事務の委託を廃止する。ただし、佐伯町が大竹市に委託しているし尿処理に係る事務については、佐伯町の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に大竹市に事務を委託するものとする。</p>				

## 概 要

組合を構成する市町が合併を行う場合は、当該組合の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となる。

構成市町の数の増減や組合の規約変更等には、県の許可を要する。また、これに係る構成市町の協議には、当該構成市町の議会の議決が必要となる。

**組合を構成する市町（国分寺町）が構成外の市町（高松市）と合併する場合【綾南環境衛生組合など】**

組合を構成する国分寺町の法人格が消滅するので、組合の脱退の手続きが必要となる。

なお、引き続き、元の組合で事務を処理する場合には、改めて、高松市の加入の手続きが必要となる。場合によっては、従前の国分寺町の区域で従来と同様の共同処理を行うことも考えられるため、構成市町での経費負担の方法等も協議する必要がある。

**構成市町間で合併する場合【高松地区広域市町村圏振興事務組合】**

組合を構成する国分寺町の法人格が消滅するので、組合の脱退の手続きが必要となり、構成市町の数の減少に伴う経費負担の割合等を調整する必要がある。

**退職手当組合など町村を資格として全町村で構成されている場合**

財産処分等について十分協議する必要がある。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

附属機関等の取扱い（協定項目第17号）について

現 況	
高 松 市	国 分 寺 町
1 附属機関数 4 5（高松市防災会議、高松市公務災害補償等認定委員会 等） 2 附属機関類似機関数 6 4（高松市老人ホーム入所判定委員会、高松市姉妹都市委員会 等）	1 附属機関数 2 6（国分寺町災害対策本部、国分寺町防災会議 等） 2 附属機関類似機関数 2 6（国分寺町健康づくり推進協議会、国分寺町人権擁護審議会 等）
先進地域の事例	
<p>新潟市                      黒埼町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により黒埼町の実情に応じた適切な措置を講ずる。ただし、黒埼町の学校給食センター運営委員会については、新潟市の附属機関として引き継ぐものとする。</p> <p>大船渡市（潮来市、大船渡市、廿日市市も同様）                      両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合する。なお、独自におかれている附属機関等は、実態を考慮し、整備する。附属機関等の委員構成等については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定める。</p> <p>つくば市                      合併後の附属機関等の委員構成については、荃崎地域の実情に応じた適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>福山市                      内海町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により内海町の実情を考慮して措置を講ずるものとする。</p> <p>呉市（新発田市も同様）                      下蒲刈町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の在り方については、必要により適切な措置を行うものとする。</p> <p>新居浜市                      別子山村に置かれている附属機関等は、原則として新居浜市に統合するものとする。なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。</p>	

公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について

現 況	
高 松 市	国 分 寺 町
<p>【例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業経済団体 高松商工会議所</li> <li>・ 福祉事業団体 高松市社会福祉協議会</li> <li>・ 文化事業団体 高松市文化協会</li> </ul>	<p>【例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業経済団体 国分寺町商工会</li> <li>・ 福祉事業団体 国分寺町社会福祉協議会</li> <li>・ 文化事業団体 国分寺町文化協会</li> </ul>
先進地域の事例	
<p>新潟市（呉市も同様）            公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、下記のとおり調整に努める。            両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。            独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。            統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。</p> <p>福山市            合併後の福山市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情に応じ、適切な育成指導に努めるものとする。</p> <p>新居浜市（潮来市も同様）            各種公共的団体（補助団体を含む。）等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。ただし、団体運営補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で調整するものとする。            両市村に共通している団体は、合併事業に統合するよう調整に努めるものとする。            両市村独自の団体は、現行どおりとするが、市地域全体の均衡を保つよう調整するものとする。            （潮来市 統合に時間を要する団体については、3年を目処に統合するよう調整に努めるものとする。）</p>	
概 要	
<p>合併特例法第16条第8項では、公共的団体等は、合併市町の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから、その取り扱いを協議し、公共的団体等の理解を求める必要がある。            公共的団体等とは            商工会議所、商工会、生活協同組合などの産業経済団体、社会福祉協議会、老人ホーム、育児院などの福祉事業団体、青年団、女性会、教育会などの文化事業団体、農業協同組合、森林組合など農林関係団体などの公共的な活動を営むものはすべて含まれ、法人たると否を問わない。</p>	

消防団の取扱い(協定項目第19号)について

現		況	
高松市		国分寺町	
1 団員数	768人(定員 806人)	1 団員数	101人(定員 104人)
2 分団数	26分団	2 分団数	4分団
3 車両数	56台	3 車両数	8台
4 屯所数	56箇所	4 屯所数	4箇所
5 定年制	団長は特になし 副団長、分団長、副分団長 65歳 部長、班長、団員 60歳	5 定年制	特になし 新入団員は55歳未満
(平成16年4月1日現在)		(平成16年4月1日現在)	
先進地域の事例			
<p>新潟市 黒埼町消防団は新潟市西消防団第14分団とする。黒埼町の消防団員数は現行のとおりとする。</p> <p>潮来市 合併時、潮来町に統合するよう、調整に努めるものとする。報酬については、消防団の統合時に潮来町の制度に統一するものとする。</p> <p>大船渡市 三陸町の消防団は、現行体制のまま大船渡市の消防団に統合する。団員の報酬については、大船渡市の基準に統一する。</p> <p>つくば市 荃崎町消防団は現行どおりつくば市に引き継ぐものとし、分団数、団員数及び定数については合併後速やかに調整する。ただし、団員の手当等については、つくば市の制度を適用する。</p> <p>福山市 福山市の制度に統一するものとする。内海町消防団を福山市消防団の1方面隊として統合し、分団については3分団とする。内海町の消防団員は、福山市の消防団員として引き継ぐものとする。</p> <p>新居浜市 合併時に新居浜市に統合するものとする。報酬及び費用弁償等については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。定数等の見直しについては、新居浜市の消防計画に基づき調整するものとする。</p>			

使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

現 況	
高 松 市	国 分 寺 町
<p>【例示】1 戸籍・住民票・印鑑登録関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍謄(抄)本証明 1通 450円</li> <li>・ 住民票の写し、印鑑登録証明 1通 350円</li> </ul> <p>2 税関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得・課税・納税・評価証明 1通 350円</li> </ul>	<p>【例示】1 戸籍・住民票・印鑑登録関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍謄(抄)本証明 1通 450円</li> <li>・ 住民票の写し、印鑑登録証明 1通 300円</li> </ul> <p>2 税関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得・課税・納税・評価証明 1通 300円</li> </ul>
現在、両市町の使用料・手数料等の詳細について調査中	
先進地域の事例	
<p>新潟市</p> <p>手数料、使用料については、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の老人福祉センターの使用料は、60歳以上の利用者は無料、そのほかの利用者は現行どおりとする。黒埼町の屋外体育施設については無料施設と位置づける。また、黒埼町総合体育館の使用料については、現行どおりとする。大野定例露天市場出店料は、当分の間、現行のとおりとする。黒埼町の保健センター使用料及び施設利用については、現行のとおりとする。</p> <p>呉市</p> <p>使用料、手数料は、呉市の制度に統一する。ただし、下蒲刈町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び教育・文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行どおりとする。</p> <p>福山市</p> <p>手数料、使用料については、福山市の制度に統一するものとする。ただし、内海町のし尿くみ取り手数料については、今年度に限り、現行のとおりとする。内海町の施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮しつつ調整を図るものとする。内海町の墓苑、墓地使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>新居浜市</p> <p>使用料については、原則として当面、現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。手数料、道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。</p>	

各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）について

現 況	
高 松 市	国 分 寺 町
現在、両市町の補助金等の補助（交付）対象団体、金額等の詳細について調査中	
先進地域の事例	
<p>新潟市 各種団体等に交付している補助金等については、従来の実績を下回らないよう配慮することとし、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。</p> <p>新居浜市（潮来市も同様） 事業費補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。 両市村で同一又は同種の制度については、原則として新居浜市の補助制度に統一するものとする。 両市村独自の補助制度で、廃止により住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面、現行どおりとする。 整理統合できる補助制度については、廃止するものとする。</p> <p>大船渡市 両市町の補助金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、合併後において検討するものとする。 両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。 両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。 他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整するものとする。</p> <p>つくば市 補助金等については、合併年度は現行どおりとし、事業の目的及び効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性及び公平性の観点から速やかに調整を図るものとする。</p> <p>福山市 福山市の制度に統一するものとするが、内海町の従来からの経緯・実情等に配慮しつつ、調整を図るものとする。</p>	

国民健康保険事業の取扱い(協定項目第22号)について

現 況				
	高 松 市 (料)		国 分 寺 町 (税)	
保険料(税)率等	医療給付費分	介護納付金分	医療給付費分	介護納付金分
所得割	100分の7	100分の0.9	100分の6.1	100分の0.8
資産割	100分の26.9	100分の5	100分の10	100分の4.2
均等割(1人)	29,100円	5,500円	24,000円	6,000円
平等割(世帯)	24,200円	3,300円	24,000円	3,600円
(平成15年度)				
先進地域の事例				
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち不均一課税を行った市 5市(合併年度のみ:4市、合併年度及び5カ年:1市)				
<p>大船渡市 保険料税率は、合併特例法第10条の規定により、合併年度は不均一課税とし、翌年度から新たに税率を設定する。合併年度から給付水準の高いほうに統一する。</p> <p>つくば市 原則として、つくば市の制度を適用する。税率については、合併特例法第10条の規定により、合併年度は不均一課税とし、検討の上、翌年度統一する。</p> <p>福山市 福山市の制度に統一する。ただし、合併年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>廿日市市 税率、納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。葬祭費に係る給付については、廿日市市の例に統一する。</p> <p>新居浜市 原則として新居浜市の制度に統一する。ただし、国民健康保険料については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一の賦課とする。</p>				
概 要				
<p>国民健康保険は、市町村が保険者になり、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料(税)を徴収して運営しているが、市町によって、賦課方式(税、保険料)、保険料率、納期等が異なっており、一元化を図る必要がある。</p> <p>負担と給付について、住民間に不均衡が生じないよう、かつ急激な負担の変化がないよう、その実情把握を行い、制度の効率化と円滑な統一に向けて、十分に調整する必要がある。</p>				

介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)について

現 況																																											
	高 松 市	国 分 寺 町																																									
保険料額	基準額 年額40,400円 第1号被保険者の保険料の段階	基準額 年額40,800円 第1号被保険者の保険料の段階																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>年額</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>16,200円</td> <td>生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯員全員が住民税非課税の人</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>29,100円</td> <td>世帯員全員が住民税非課税の人</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>40,400円</td> <td>本人が住民税非課税の人</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>50,500円</td> <td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>60,600円</td> <td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の人</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>70,700円</td> <td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成15年度)</p>	段階	年額	対象者	第1段階	16,200円	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯員全員が住民税非課税の人	第2段階	29,100円	世帯員全員が住民税非課税の人	第3段階	40,400円	本人が住民税非課税の人	第4段階	50,500円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	第5段階	60,600円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の人	第6段階	70,700円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>年額</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>18,360円</td> <td>生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯員全員が住民税非課税の人</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>28,560円</td> <td>世帯員全員が住民税非課税の人</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>40,800円</td> <td>本人が住民税非課税の人</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>53,040円</td> <td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>63,240円</td> <td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>65,280円</td> <td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成15年度)</p>	段階	年額	対象者	第1段階	18,360円	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯員全員が住民税非課税の人	第2段階	28,560円	世帯員全員が住民税非課税の人	第3段階	40,800円	本人が住民税非課税の人	第4段階	53,040円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	第5段階	63,240円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	第6段階	65,280円
段階	年額	対象者																																									
第1段階	16,200円	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯員全員が住民税非課税の人																																									
第2段階	29,100円	世帯員全員が住民税非課税の人																																									
第3段階	40,400円	本人が住民税非課税の人																																									
第4段階	50,500円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人																																									
第5段階	60,600円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の人																																									
第6段階	70,700円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人																																									
段階	年額	対象者																																									
第1段階	18,360円	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯員全員が住民税非課税の人																																									
第2段階	28,560円	世帯員全員が住民税非課税の人																																									
第3段階	40,800円	本人が住民税非課税の人																																									
第4段階	53,040円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人																																									
第5段階	63,240円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人																																									
第6段階	65,280円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人																																									
介護サービス	国の基準サービス + 高松市独自サービス	国の基準サービス																																									
先進地域の事例																																											
<p>大船渡市 合併年度は、現行のとおりとし、翌年度から調整する。保険料の納期については、大船渡市の例による。</p> <p>つくば市 原則として、つくば市の制度を適用する。ただし、介護保険料については、合併年度は現行どおりとし、検討のうえ、翌年度統一するものとする。</p> <p>廿日市市 第1号被保険者保険料については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度分から第2期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。その他各種事務の取扱いについては、廿日市市の例に統一する。</p> <p>新発田市 合併時に介護保険事業計画を見直し、新たに介護保険料を設定する。ただし、平成15年度は経過措置として、両市町それぞれの保険料および納期とし、平成16年度から統一する。</p>																																											